

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）による災害に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所等の緊急安全評価を行うこと等により、原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。）を防止し、もって公共の安全の確保を図ることを目的とするものとする。 （第一条関係）

第二 定義

この法律において「原子力発電所等」とは、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所をいう。）のうち、次に掲げるものを設置するものをいうものとする。

- ① 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）
- ② 規制法第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉
- ③ 規制法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉

- ④ 実用再処理施設（規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。以下同じ。）を行うものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）

（第二条関係）

第三 安全評価指針

- 一 主務大臣（実用発電用原子炉、第二の③に掲げる原子炉又は実用再処理施設を設置する原子力発電所等については経済産業大臣をいい、第二の②に掲げる原子炉を設置する原子力発電所等については文部科学大臣をいう。以下同じ。）は、この法律の施行の日から一月以内に、自然災害が発生した場合における原子力発電所等の安全が確保されているかどうかについて行う評価の指針（以下「安全評価指針」という。）を定めなければならないものとする。
- 二 安全評価指針は、東北地方太平洋沖地震による災害に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、このような自然災害が発生した場合においても原子力緊急事態（原子力災害対策特別措置法第二条第二号に規定す

る原子力緊急事態をいう。)の発生が防止されることを旨として、原子力発電所等の立地、構造等に応じて定められなければならないものとする。

三 主務大臣は、安全評価指針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力安全委員会及び学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

四 主務大臣は、安全評価指針を定めたときは、直ちに、これを公表しなければならないものとする。

(第三条関係)

第四 緊急安全評価等

一 主務大臣は、安全評価指針を定めた後速やかに、安全評価指針に照らし、原子力発電所等ごとに、自然災害が発生した場合における安全が確保されているかどうかについての評価（以下「緊急安全評価」という。）を行わなければならないものとする。

二 主務大臣は、緊急安全評価を行うときは、学識経験を有する者及び当該緊急安全評価に係る原子力発電所等の周辺地域の住民の意見を聴かなければならないものとする。

三 経済産業大臣は、一に定めるところによるほか、東北地方太平洋沖地震による災害に伴う原子力発電

所の事故を踏まえ、原子力発電所等（実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置するものに限る。）ごとに、当該原子力発電所等に係る原子力災害の発生の可能性を考慮した上でその経済価値の評価を行わなければならないものとする。

四 政府は、遅滞なく、緊急安全評価及び三の評価の結果を国会に報告しなければならないものとする。

五 四の報告は、自然災害が発生した場合における原子力発電所等の安全の確保等に関する国会の審議に十分資するものでなければならないものとする。

（第四条関係）

第五 運転停止命令等

一 主務大臣は、緊急安全評価の結果に基づき、自然災害が発生した場合における原子力発電所等の安全が確保されていないと認めるときは、当該原子力発電所等を設置する者に対し、当該原子力発電所等について原子炉の運転の停止、再処理の停止その他その安全を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

- 二 一の原子炉の運転の停止又は再処理の停止の命令を受けた者は、自然災害が発生した場合における当該原子炉の運転又は再処理の安全が確保されていることについて主務大臣の確認を受けた後でなければ、当該原子炉の運転又は再処理を再開することができないものとする。
- 三 第四の二は、二の確認について準用するものとする。
- 四 主務大臣は、緊急安全評価の結果に基づき、一の命令をしないことの決定をしたとき、又は二の確認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該緊急安全評価に係る原子力発電所等を設置する者に通知しなければならないものとする。
- 五 政府は、一の命令又は四の通知の内容及び理由を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする。
- 六 五の報告は、自然災害が発生した場合における原子力発電所等の安全の確保等に関する国会の審議に十分資するものでなければならないものとする。

(第五条関係)

第六 報告の徴収

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力発電所等を設置する者に対し、その安全の確保に関し報告又は資料の提出をさせることができるものとする。 (第六条関係)

第七 立入検査

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電所等を設置する者の原子力発電所等、事務所その他の事業場に立ち入り、原子炉その他の原子力発電所等の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。 (第七条第一項関係)

第八 原子力安全委員会への報告

主務大臣は、この法律の施行の状況について、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、原子力安全委員会に報告するものとする。 (第八条関係)

第九 罰則

所要の罰則を設けるものとする。 (第九条、第十条及び第十一条関係)

第十 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

第十一 検討

政府は、この法律の施行後一年以内に、緊急安全評価の結果、東北地方太平洋沖地震及びそれによる災害に伴う原子力発電所の事故に関する新たな知見等を踏まえ、自然災害が発生した場合における原子力発電所等の安全の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)

第十二 その他

その他所要の規定を設けるものとする。